

## 1. はじめに行うこと

### 認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

認定請求書には、請求者等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要なため、マイナンバーカード等、本人確認が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に!

### 15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、**現住所の市区町村に申請が必要です!**

里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

### 2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

2. 以下に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。  
(令和6年10月以降)

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童や、算定対象とする児童の兄弟がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童、算定対象とする児童の兄弟の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**  
**受給者の氏の変更により、口座名義等に変更がある場合には支払日の1カ月前までに、「口座変更届」もあわせて提出ください。**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき
7. 受給者または児童が死亡したとき
8. 受給者または配偶者が公務員になった、または退職したとき
9. 上記のほか、児童の養育状況に申請内容と変更がある場合には、お早めにご相談ください。

未届、遅滞の場合は未支給の期間や返還金などが生じる場合がありますのでご注意ください。

### 寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健全な成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

令和6年10月から制度が変わりました

# 児童手当制度 のご案内

児童手当は  
住所地の市区町村に  
申請してね!!



**18歳の年度末までの児童が  
支給対象になりました!**

お問い合わせ先

館山市役所 社会福祉課  
(こども課内)

電話：0470(22)3750

**偶数月の10日が支給日です!**

ただし支払日が土日祝日の場合は、その前の平日になります

# ～ 児童手当について～

## 支給の目的

児童手当は、養育する児童の生活の安定や、健やかな成長に資することを目的に支給されています。

## 1. 支給対象

18歳の誕生日後の最初の年度末（3月31日）までの児童を養育している方

2人以上で児童を養育する場合、原則として所得の多い方（生計の中心者）が申請ください。（公務員の場合は、職場での手続きになります）

## 2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)	
	第1子、第2子	第3子以降
3歳未満	1万5千円	3万円
3歳以上～18歳の最初の年度末まで	1万円	

令和6年10月分より、所得制限・所得上限がなくなりました。受給するすべての方が上表の通りの金額となります。

第1、2子、第3子とは？～児童のかぞえ方について～  
手当は18歳の誕生日後の最初の年度末までの児童が支給の対象ですが、**監護・養育に相当する22歳の誕生日後の最初の年度末（3月31日）までの児童の兄姉（大学生年代の子）も算定対象とする（かぞえる）ことになりました。**

**大学生年代の子を算定対象に加えるには、手続きが必要になりますので、お申出ください。**例) 第1子：19歳（大学生）、第2子：17歳、第3子：3歳 4万円/月額

## 3. 学校給食費や、保育料、学童クラブ利用料等について、申し出があった方について市が児童手当等から徴収することが可能です。

給食センター、市役所こども課（保育園、学童クラブ担当）へ申し出ください。

## 4. 支給時期

手当の振込は年に6回です。  
(2月、4月、6月、8月、10月、12月)

それぞれの前月分までの手当を支給します。  
例) 4月の支給日には、2、3月分の手当を支給します。

館山市は原則、各支給月の10日を予定しています。ただし支払日が土日祝日の場合は、その前の平日とします。例) 8月10日(日)の場合 8月8日(金)など

支給については、原則通知がありませんので、通帳等の記帳でご確認ください。

児童手当制度では、  
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

## 子育てワンストップサービスについて

子育てワンストップサービスを利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

## 公務員の場合

生計の中心者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

公務員になった場合  
退職等により、公務員でなくなった場合  
公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 現況届の提出について

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、**現況届の提出は不要です**。

(現況届の提出が必要な方)

- ・別居監護により、児童と別居している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

**現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**